

令和 年 月 日

「指定第1号通所事業(通所型サービス)」重要事項説明書

牧之原市社会福祉協議会
社協陽だまり

ご契約者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 牧之原市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 静岡県牧之原市須々木140番地 |
| (3) 電話番号 | 0548(52)3500 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 杉本 正 |
| (5) 設立年月 | 平成17年10月11日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業(通所型サービス) 平成29年4月1日指定 |
| (2) 事業所の目的 | 要支援状態である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう第一号通所事業を提供することを目的とします。 |
| (3) 事業所名 | 社協陽だまり |
| (4) 事業所の所在地 | 牧之原市静波479番地2 |
| (5) 電話番号 | 0548(22)4419 |
| (6) 事業所長 | 大関 健吾 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態に維持もしくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。 |
| (8) 開設年月日 | 平成15年1月6日 |
| (9) 通常事業の実施地域 | 牧之原市全域 |

(10) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日 ただし年末年始（12/29～1/3）を除く
営業時間	午前8時15分～午後5時
サービス提供時間帯	午前9時30分～午後4時の間の5時間以上

(11) 利用定員 10人

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して一日型通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職 種	指定第1号通所事業（通所型サービス）	
	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員（非常勤）	1名以上	1名

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能を図るサービスです。

5. 利用料

(1) サービス利用した場合の利用者負担金

○ご契約者の要支援状態とサービス利用料金（単位 円）

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担		
		1割	2割	3割
事業対象者 要支援1	16,380円（1月につき）	1,638円	3,276円	4,914円
事業対象者 要支援2	33,010円（1月につき）	3,301円	6,602円	9,903円

その他加算

※入浴介助料（一般浴・機械浴）1回あたり400円（自己負担額 40円）

※送迎減算 片道につき▲300円（自己負担額 ▲30円）

※介護職員処遇改善加算Ⅱ 基本利用料の9.0%

(2) その他の費用

昼食代 ・普通食 700円 ・減塩対応等特別食 実費相当をいただきます。

当日 8 時 30 分までに休みの連絡をいただかなかった場合は 1,000円
をキャンセル料としていただく場合があります。

その他 別紙に定める費用は実費でいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1 か月分ごとにお支払いいただきます。

当月の利用料は翌月 27 日（金融機関休日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。

※引き落としできない場合は、現金でお支払いいただく場合があります。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 牧之原市市役所 長寿介護課 23-0076

社協陽だまり 所長 大関 健吾

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 8 時 15 分から午後 5 時

